

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

公 告

○採石業務管理者試験の実施

(産業立地推進課)

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

告 示

○宮城県告示第五百十五号

県営第四地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日内宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年八月六日から令和六年九月四日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、大崎市役所及び大崎市田尻総合支所

○宮城県告示第五百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和六年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和六年八月六日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
め組株式会社 井上 達也	名取市美田園三丁目七番地の一	第二万二千二百三十号
株式会社鈴木電気 鈴木 静雄	仙台市泉区向陽台二丁目二番十一号	一般一三 第八千八百二十六号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、令和六年五月二十八日付け宮城県告示第三百六十五号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

公 告

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和六年十月十一日(金) 午前十時から正午まで
二 試験会場

仙台市青葉区本町二丁目十二番七号
ハーネル仙台 三階 蔵王

三 試験科目

- 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

四 受験手続

- 1 受験願書の受付期間は、令和六年八月十九日(月)から八月三十日(金)までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。
- 2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。
- 3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。
- 4 受験願書の提出先
宮城県経済商工観光部産業立地推進課
〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
(電話〇二二二二二二二二七三二)
- 5 受験願書の添付書類
写真(縦六センチメートル、横四センチメートルのものであって、受験願書提出前の六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年八月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二住宅型有料老人ホームピーコムライフ八木山の項の次に次のように加える。
特別養護老人ホーム第二茂庭苑 同 市太白区茂庭台二丁目十五番十五号

附 則

この告示は、令和六年八月六日から施行する。